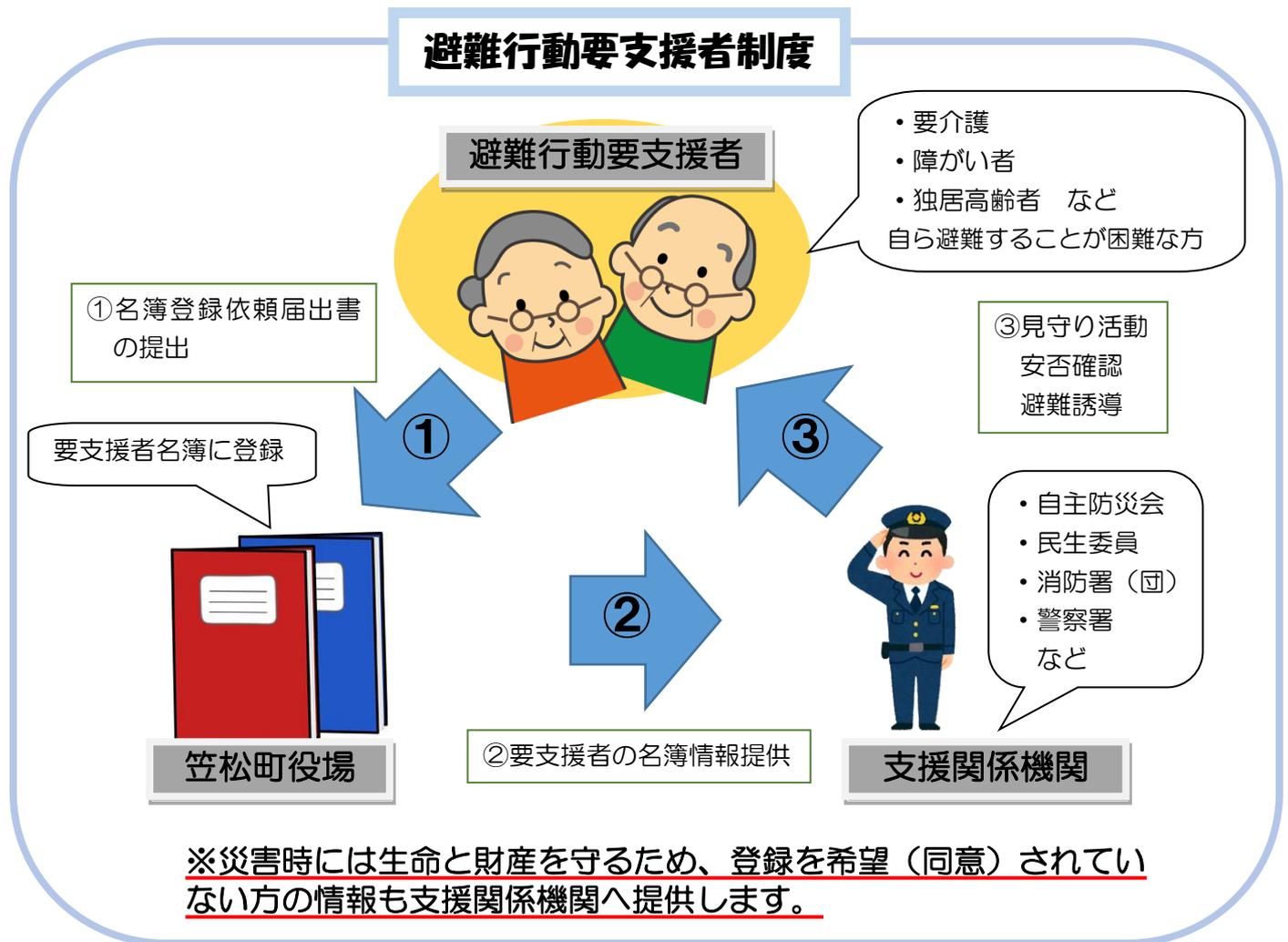


地域防災力向上で減災を目指しましょう!! 避難行動要支援者制度のご案内

町では「避難行動要支援者制度」を運用しています。制度の内容や対象者は以下をご覧ください。

別紙登録届出書にて避難行動要支援者名簿への登録を希望(同意)された方の情報は避難行動要支援者名簿に登録し、平常時から支援関係機関に提供します。

※主に災害時の避難の支援を目的とした制度ですが、対象者の方に必ず支援がなされることをお約束するものではありません。平常時から知人や地域の方と話し合い、いざという時に助け合いができる関係づくりを行ってください。



<お願い>

以上の制度の内容を十分に理解したうえで、別紙「笠松町避難行動要支援者登録届出書」へ記入をお願いします。

○宛先 〒501-6181 笠松町司町1番地 笠松町役場 総務課 危機管理対策担当宛
電話：058-388-1111 FAX：058-387-5816

Q. 名簿の登録の対象者を教えてください！

A. 笠松町では、以下のいずれかに該当する方を対象とします。
※該当者に町から制度の仕組みの説明（このチラシ）と登録届出書を郵送します。

- ①要介護認定者（要介護度3・4・5）
- ②独居高齢者のかた（65歳以上）
- ③高齢者世帯のかた（65歳以上の高齢者のみ世帯）
- ④身体障害者手帳所持のかた（身体障がい者「1級」または「2級」）
- ⑤療育手帳所持のかた（知的障がい者「A1」または「A2」）
- ⑥精神障害者保健福祉手帳所持のかた（1級）
- ⑦その他災害時に支援が必要となる難病者・難病児 など

Q. 支援の内容を教えてください！

A. 支援関係機関が以下の活動を行います。

【平常時】

- ・見守り活動
- ・コミュニケーション活動

【災害時】

- ・安否確認
- ・避難誘導
- ・避難の援助 など

※ただし、できる範囲内での支援であり、法的な責任や義務を伴うものではありませんのでご承知おきください。

Q. 登録の方法を教えてください！

A. 同封した「笠松町避難行動要支援者登録届出書」に必要事項を記入して、役場に返送してください。登録費用は一切かかりません。

Q. 個人情報の取扱いについて教えてください！

A. 登録を希望（同意）された方の個人情報は、以下の支援関係機関へ情報提供します。個人情報は、避難支援に関わる目的以外には一切使用しません。また、町と支援関係機関との間で「避難行動要支援者名簿に関する覚書」を交わし、情報漏えい防止を図ります。

- ・各自主防災会
- ・民生児童委員
- ・羽島郡広域連合西消防署
- ・町消防団
- ・岐阜羽島警察署
- ・町社会福祉協議会

